

6 川環推第 2 6 1 号
令和 6 年 5 月 1 5 日

川崎市環境審議会
会長 様

川崎市長 福田 紀彦

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、これまで規制を中心とした公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善してきました。

平成 1 2 年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的取組の促進を図ってまいりました。

令和 4 年 3 月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携」など、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定したところです。

今後の事業者の自主的取組の促進につきましては、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していくため、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局環境対策部環境対策推進課）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 0 6